別表 (第3条関係)

種目	品目	障害及び程度	耐用年数	基準額 (円)
① (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	特殊寝台	1 下肢又は体幹機能 障害2級以上の身体 障害者	8	154, 000
支援用具	特殊マット	1 下肢又は体幹機能 障害1級の身体障害 者(常時介護を要す る者に限る)	5	19, 600
		2 下肢又は体幹機能 障害2級以上の身体 障害児であって、原 則として3歳以上の 者		
		3 重度又は最重度の 知的障害児・者であ って原則として3歳 以上の者		
	特殊尿器	1 下肢又は体幹機能 障害1級の身体障害 者(常時介護を要す る者に限る)	5	67,000
		2 下肢又は体幹機能 障害1級の身体障害 児であって、原則と して学齢児以上の者 (常時介護を要する		

	者に限る)		
入浴担架	1 下肢又は体幹機能 障害2級以上の身体 障害者(入浴に当た って、家族等他人の 介助を要する者に限 る)	5	82, 400
	2 下肢又は体幹機能 障害2級以上の身体 障害児であって3歳以上の 関として3歳以上の 者(入浴に当たのっ 大浴にもののっ りを要する者に限 る)		
体位変換器	1 下肢又は体幹機能 障害2級以上(下着 交換等に当たって家 族等他人の介助を要 する者に限る)	5	15, 000
	2 下肢又は体幹機能 障害2級以上の で害児でする 関として学齢児等して の者で 当たって 当たって 当たって 当たって の介助を 限る)		
移動用リフト	1 下肢又は体幹機能 障害2級以上の身体 障害者	4	159, 000

		2 下肢又は体幹機能 障害2級以上の身体 障害児であって、原 則として3歳以上の 者		
	訓練いす	1 下肢又は体幹機能 障害2級以上の身体 障害児であって、原 則として3歳以上の 者	5	33, 100
	訓練用ベッド	1 下肢又は体幹機能 障害2級以上の身体 障害児であって、原 則として学齢児以上 の者	8	159, 200
② 立活 援 具	入浴補助用具	1 下肢又は体幹機能 障害を有する身体障 害者であって、入浴 に介助を必要とする 者	8	90,000
		2 下肢又は体幹機能 を有する身体障害児 であって、入浴に介 助を要する者で原則 として3歳以上の者		
	便器 (手すり 取付可)	1 下肢又は体幹機能 障害2級以上の身体 障害者	8	4, 450
		2 下肢又は体幹機能 障害2級以上の身体		

	障害児であって、原 則として学齢児以上 の者		
頭部保護帽	1 平衡機能又は下肢 若しくは体幹機能障 害を有する身体障害 者であって、転倒等 により頭部を強打す るおそれのある者	3	A スポ・革 が 料
	2 平衡機能又は下肢 若しくは体幹機能障 害を有する身体障害 児であって、転倒等 により頭部を強打す るおそれのある者		12,768 B ポ・スク ラッ主材料
	3 重度又は最重度の 知的障害児・者であ って、てんかんの発 作等により頻繁に転 倒する者		30, 870
T字状・棒状のつえ	1 平衡機能又は下肢 下機能以体 を 有 は体 い を 有 す る り な の 程 度 の 程 度 の し の を り の し の し の し る り の し る り し る り る り る り る り る り る り る り る り	3	木製 2,266 軽金属 製 3,090
	2 平衡機能又は下肢		

	若しくは体幹機能障害者である身体障害児の程度が軽度である。 事の程度が軽度にある。 事の程度が軽度にある。 り歩行機能が補完される者		
移動・移乗支援用具	1 若障害の助 2 若障害移をっ歳 は機身家い者 は機身底で者と と 能体すりおすり と がると がいると がいると がいると がいると がいると がいると がいる	8	60,000
特殊便器	1 上肢障害名 2 級以 上の身体障害者 2 上肢障害 2 級で学書 2 級で学書 8 現のでのでは、 上のでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 は、 とのでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	8	151, 200

	者であって、原則と して学齢児以上の者		
火災警報器	1 障害等級2級以上 の身体障害者(火災 発生の感知及び避難 が著しく困難な障害 者のみの世帯及びこ れに準ずる世帯)	8	15, 500
	2 障害等級 2 級以上 の身体障害児であれ で が発生の が発生しる が が 者 が 者 者 世 帯 及 び お 者 世 帯 る 世 帯 る 世 帯 る し に し る る し る し る し る し る し る し る し る		
	3 重度又は最重度の 知時事別の 知時事別の 知時事の 知時 3 一年 3 一年 3 一年 3 一年 3 一年 3 一年 3 一年 3 一年		
	4 精神障害者・児で あって、火災発生の 感知及び避難が著さ く困難な者(当該者 世帯が単身世帯及び これに準ずる世帯で ある場合に限る)		

自動消火器	1 上記 (火災警報 機)に同じ	8	28, 700
電磁調理器	1 視覚障害2級以上 の身体障害者(盲人 のみの世帯及びこれ に準ずる世帯)	6	41,000
	2 重度又は最重度の 知的障害児・者であ って、18歳以上の者		
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	1 視覚障害2級以上 の身体障害者	10	7,000
	2 視覚障害2級以上 の身体障害児であっ て、原則として学齢 児以上の者		
聴覚障害者用 屋内信号装置	1 聴覚障害2級の身体障害者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯)	10	87, 400
視覚障害者用 誘導装置	1 視覚障害を有する 身体障害者であっ て、音声による誘導 を必要とする者	5	56, 000
	2 視覚障害を有する 身体障害児であっ て、音声による誘導 を必要とし、原則と して学齢児以上であ		

		る者		
	携帯用信号装置	 聴覚障害を有する 身体障害者であっ て、視覚・触覚によ らなければ呼び出し 等に応じることがで きない者 	<u>ن</u>	18,000
		2 聴覚障害を有する 身体障害児で、視 覚・触覚によらない がいば呼び出し等にいい であって原則と であって原則と で学齢児以上の者		
	トイレチェア	1 頚髄損傷等により 通常の便座上で座位 を保てない身体障害 者	5	81,000
		2 頚髄損傷等により 通常の便座上で座位 を保てない身体障害 児		
	車椅子用段差 昇降機	1 常時車椅子を使用 する身体障害者	10	260,000
		2 常時車椅子を使用 する身体障害児		
③宅養支	透析液加温器	1 腎臓機能障害3級 以上の身体障害者で 自己連続携行式腹膜 灌流法(CAPD)	5	51, 500

用具		による透析療法を行 う者 2 腎臓機能障害3級 以上の身体障害児で あって、原則として 3歳以上の者		
	ネブライザー	1 呼吸器機能障害3 級以上の者 を認められる者 2 呼吸器機能同である者 2 呼吸器機能同である 2 呼吸器機能同でめる 身体障害児ののっれ すべる者以上の者	15	36,000
	電気式たん吸 引器	1 上記 (ネブライザ ー) に同じ	5	56, 400
	正弦波インバ ーター発電機 ポータブル電	1 呼吸機能障害3級 以上又は同程度の身 体障害者であって、 常時、人工呼吸器又	6	100,000
	源 (蓄電池) D C / A C イ ン バ ー タ ー (カーインバ ー ター)	は電気式たん吸引器を使用している者(いずれかの用具の給付を受けた者を除く)	6	50,000
	酸素ボンベ運搬車	1 医療保険における 在宅酸素療法を行う 身体障害者	10	17,000

	盲人用体温計 (音声式)	1 視覚障害者(び) 以高 に準ずる世帯(を) とのののののでででででででででででです。 現外のでは、	5	9,000
	盲人用体重計	1 視覚障害2級以上 の身体障害者(盲人 のみの世帯及びこれ に準ずる世帯)	5	18,000
④報思通援具情意疎支用	携帯用会話補助装置	1 音声機能若しくは 言語障害者又は肢体 不自由者であって、 発声・発語に著しい 障害を有する身体障 害者	5	98, 800
		2 音声機能若しくは 言語機能障害児又は 肢体不自由児で、発 声・発語に著しい 害を有する身体障害 児であって原則と て学齢児以上の者		
	情報・通信支 援用具	1 視覚障害2級以上 若しくは上肢障害2 級以上を有する身体	5	66, 000

			1
	情ルの参 上2体情ルの参で以情ルの参 上2体情ルの参で以来を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を		
点字ディスプレイ	1 視覚障害及び聴覚 障害の重度重複障害 者である身体障害者 (原則として視覚覚 害2級以上かつ聴覚 障害2級)で必要と 認められる者	6	383, 500
点字器	1 視覚障害を有する 身体障害者	標 準 型:	※ 1
	2 視覚障害を有する 身体障害児であって	7	標 準 型 A
	原則として学齢児以 上の者	携 帯 用:	10, 712
		5	標 準 型 B

				6,798 携 帯 用 A 7,416 携 帯 用 B
点字タイフイター	。 ラ	1 視節に 2 級 (はは 者 と) と が は は は 者 と の が し が る と が 見 が 見 が 見 で し か る が 見 が 見 が 見 が 見 が 見 が 見 が 見 が 見 い まれ る まれ る まれ る は は は は は は は は は は は は は は は は は は	5	63, 100
者ポープレー	音生	 視覚障害2級以上の身体障害者 視覚障害2級以上の身体障害児で原則として学齢児以上の者 	6	85,000
ダー 再 専 機	生用	1 上記 (録音再生機)に同じ	6	35, 000
視覚障害者	用	1 視覚障害2級以上	6	99, 800

	活字文書読上 げ装置	の身体障害者 2 視覚障害2級以上 の身体障害児であっ て、原則として学齢 児以上の者		
	視覚障害者用 拡大読書器	1 視覚障害を有する 身体障害者でありない 事者でよる り本装置にといる 字等を読む おいなる者 2 視覚障害を有する 身体障害児で本装置	8	198, 000
		お は は な な ま は は な な 字 等 を 読 む こ と が 可能 に な る 者 で あ っ て 、 原 則 と し て 学齢 児 以 上 の 者		
	盲人用時計(触読時計)	1 視覚障害2級以上 の身体障害者	10	10, 300
	盲人用時計(音声時計)	1 視覚障害2級以上 の身体障害者であっ て、原則として手指 の触覚に障害がある 等のため触読式時計 の使用が困難な者	10	13, 300
	聴覚障害者用 通信装置	1 聴覚障害又は発 声・発語に著しい障害 害を有する身体障害 者であって、コニケーション、緊急 連絡時の手段として	5	71,000

		必要と認められる者 2 聴覚 に 著 に ない 障 に 事 を を を を を を を で ま を で ま を で か か の か の か の と の と れ て 当 必 で 別 と の 者		
	聴覚障害者用情報受信装置	1 聴覚 審者で有あり能 事者でよ可 を有でよ でよ で	6	88,900
	人工喉頭	1 音声・言語機能障 害を有する身体障害 者・児であってと等に 頭摘出したこと等に より、音声機能を喪 失した者	笛式: 4 電式: 5	笛式 5,150 電動式 72,203
	文字放送ラジオ	1 聴覚障害を有する 身体障害者であっ て、文字による情報	5	23, 000

		を必要とする者 2 聴覚障害を有する 身体障害児であって 文字による情報を必 要とする者で原則と して学齢児以上の者	
⑤泄理援具排管支用	スマ装(ト用品洗用具紙む等(おつサシガゼ衛用品ト用具スマ 、腸)おつ 紙む、ラ、一等生スマ具おつ	1 脱肛くがに膀行 2 脱肛くがに膀行 スりす者 二機能 でいいのかな門ける 切にのかな門ける 切にのかな門ける 切にのかな門ける 切にのかな門ける 切にのかな門ける 切にのかな門ける のマと 管切か膀難工をで トスる(分能障 以っ便の、は排 又っ便の、は排 アっ便の、は排 でもこ児 脊障害 以 できます にまな 勝、し尿部工を に装な 排便 性勝、し尿部工を 勝、し尿部工を に装な 排便 性	ストマ (畜便) 8,858 (畜尿) 11,639 (月 他 12,000 (月額)

		運動機能障害かつ意 思表示困難者(児) 原則として3歳以上の 者		
	収尿器	1 脊髄損傷等による 排尿機能障害を有す	1	男性用
		る身体障害者であっ て、排尿を自分の意 志で調節することが		普通型 7,931
		困難なため、常時失 禁が生じているため		男性用
		に収尿器を必要とす る者		簡易型
				5, 871
		2 脊髄損傷等による		女性用
		排尿機能障害を有する身体障害児であっ		普通型
		て、排尿を自分の意 志で調節することが		8, 755
		困難なため、常時失		女性用
		禁が生じているために収尿器を必要とす		簡易型
		る者		6,077
⑥住改修費	居宅生活動作補助用具(住宅改修)	1 下肢、体幹機能障 害又は乳幼児病を障のに 害とでは、 事進行性の脳能に では乳の脳能に では乳の脳能に では乳の脳能に では乳の脳能に では乳の では乳の では乳の では乳の ではいる ではいる ではる ではる ではる ではる ではる ではる ではる では		200,000

取替えをする場合は 上肢障害2級以上の 者)

(ただし、特殊便器への取替えをする場合は 上肢障害2級以上の者)

(給付要件)

給すれはす及案め(等) 給するる家るびしる給けるる主。住ての必、等要する にての必、等要する にての必、等要する がのような がのが、等要する にての必、等要する にての必、等要する にての必、等要する にての必、等要する にての必、等要する にての必、等要する にての必、等要する にての必、等要する にての必、等要する

- ① 手すりの取付け
- ② 床段差の解消
- ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- ④ 引き戸等への扉の

取替え
(5) 洋式便器等への便器の取替え
(6) その他上記の改修に付帯して必要となる住宅改修工事(給付の限度)
住宅改修費の給付は1人原則として1回とする。

※1 標準型A:32マス18行、両面書、真鍮板製

標準型B:32マス18行、両面書、プラスチック製 携帯用A:32マス4行、片面書、アルミニューム製 携帯用B:32マス12行、片面書、プラスチック製